

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第255号

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員厚生会規則の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「地震又は地震に伴って起こった災害」を「自然災害」に改め、同条第2項中「前項に規定する災害」を「自然災害」に改める。

第19条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 脱退記念品料

第19条第1項第12号及び第13号を削り、同条第2項中「京都市消防局職員厚生会規則施行規程（以下「規程」という。）で」を「別に」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、「の各号」を削り、同項第1号及び第2号中「または」を「又は」に改め、同項第3号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第4号中「需要する」を「需要に応じた」に改め、同条第2項中「行なうについて」を「行うために」に改め、「規程で」を削る。

第23条中「規程で」を削る。

第25条第3項中「局長の」を「局長が別に」に、「及び会員の」を「及び別に定める選挙区ごとに会員が」に改め、同条第4項ただし書中「補欠議員」を「補欠の議員」に改め、同条第5項中「評議員は、その」を「評議員の」に、「満了しても」を「満了したときは、当該評議員は」に、「の間は、なお」を「引き続き」に、「行なう」を「行うものとする」に改め、同条第6項中「の職」を「に在職した職」に、「転任し」を「他の職に任命され」に、「または」を「又は」に、「及び」を「、及び」に改め、「選出さ

れた」の右に「第3項の」を加え、同条第10項中「規程で」を削る。

第26条第1項第1号中「変更及び」を「改正並びに会長が定める」に、「改廃」を「及び改廃」に改め、同項第2号中「決算」を「並びに決算」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第34条第4項中「規程で」を削る。

第35条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第36条第1項中「消防局の」の右に「課を置かない部、」を加える。

別表第1中
「(1) 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。」を「住居又
(2) 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。」

「(1) 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。」に、
(2) 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。
(3) 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。
(4) 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。」

度を損害を受けたとき。
し、又は滅失したとき。」を「住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は

度を損害を受けたとき。」

滅失したとき。」に、「又はこれと同程度の」を「により」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第18条関係)

損 害 の 程 度	支 給 額
住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	円 1,200,000
住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。	800,000
住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。	400,000
住居又は家財に100,000円以上の損害を受けたとき。	100,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市消防局職員厚生会規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた災害見舞金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた災害見舞金については、なお従前の例による。

(消防局総務部人事課)